

(案)

令和6年度「こどもの権利を考えるシンポジウム」運営業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和6年度「こどもの権利を考えるシンポジウム」運営業務（以下、「本業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（委託契約）

- 第1条 本契約は、甲が本業務を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する契約事項を定めることを目的とする。
- 2 甲は、乙に対し、本業務の対価として委託料を支払う。
 - 3 甲が乙に対し委託する本業務の委託内容は、別紙「令和6年度「こどもの権利を考えるシンポジウム」運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

（契約の期間）

- 第2条 本業務における契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

- 第3条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

（委託料）

- 第4条 甲は、乙に対し本業務を実施するための費用（以下「委託料」という。）として金 円（内、消費税及び地方消費税 円）を限度として支払うものとする。
- 2 委託料は、原則として委託業務の完了又は中止の承認後、事業全体の実績報告をもって支払うべき額を確定した後、支払うものとする。
 - 3 甲は、乙の適正な請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払うものとする。ただし、第11条で定める検査において合格と認められた、仕様書に定める成果物及び本事業の実績を証明する書類（領収書の写し、写真等）を添付した事業結果の報告書類（以下、「事業報告書類」という。）が添付されていなければ、請求書は効力を有しないものとする。
 - 4 委託料での備品等財産の購入は認めない。

（委託状況等の調査等）

- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

（申出義務）

- 第6条 乙は、この契約締結後の事情の変化により、本業務を遂行することが困難となったときは、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託業務の変更、中止等）

- 第7条 甲は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務内容の変更等）

- 第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ実施計画書の変更内容を記載した書

面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。

(1) 委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。なお、人件費及び一般管理費への流用は認められない。

(2) 委託業務の内容を変更しようとするとき。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(契約変更)

第9条 甲は、次の各号に掲げる場合において、本契約の変更を行うものとする。

(1) 委託料に変更を生じる場合（消費税及び地方消費税額の税率に変動のある場合を含む。）

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 甲と乙が協議し、業務履行上必要があると認められる場合

(実績報告書等の提出)

第10条 乙は、甲から事業の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に甲に提出するものとする。また、本業務が完了したときは、事業報告書類を事業終了後10日以内に甲に提出するものとする。

(検査)

第11条 甲は、前条の事業報告書類の提出を受けたときは、10日以内に速やかに事業実績の確認、検査等を行うものとする。

2 前項の検査が不合格となり、提出物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の確定)

第12条 甲は、前条で定める検査の結果、その報告に係る本業務の成果がこの契約の内容に適合するものであると認められたときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に知らせるものとする。

(業務の再委託)

第13条 乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面により報告し、甲の承諾を得なければならない。

(損害のために必要を生じた経費)

第14条 本業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に本業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

(イ) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人または団体等である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ロ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ヘ) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(ト) 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、乙が本契約の解除を申し出たときは、本契約を解除することができる。

3 前2項の規定により、本契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項により本契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。

(契約を解除した場合の委託料の処理)

第17条 甲が前2条の定めにより契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。

(2) 委託料が支払われていないときは、甲は本業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(委託料の返納)

第18条 甲は、乙がこの契約による本業務の実施により利益を得た場合には、その利益となった額について返納させることができる。

(帳簿等の整備及び保存等)

第19条 乙は、本業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第20条 乙は、本契約に基づく業務の実施上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定については、本業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記条項」に定めるとおりとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第22条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を得なければならない。

2 甲は、前項の文書が提出された時は、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条2項の規定に準じて精算するものとする。

(知的財産権等の帰属)

第23条 本業務により生じた著作物(以下「著作物」という。)に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、甲に無償で譲渡するものとする。

(著作物の二次利用)

第24条 甲による著作物の二次利用の取扱は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 甲が本業務に当然に付随する業務において著作物の二次利用を行う場合、乙への報告なしに著作物を使用することができる。
 - (2) 甲が前項の定めによらず著作物を使用する場合は、著作者にその旨を報告するものとする。
- 2 乙および著作者(以下「受託者等」という。)による著作物の二次利用の取扱は、以下に定めるとおりとする。
- (1) 受託者等が著作物を使用しようとする場合は、その都度甲へ書面により申請し、承諾を得なければならない。
 - (2) 甲は、受託者等が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして前号の定めにより著作物の使用を求める場合には、著作物を無償で使用することを許可する。
 - (3) 第1号の定めにより受託者等が著作物を使用する場合は、本委託業務による成果である旨を明示するものとする。
 - (4) 第1号の定めにより受託者等が著作物を使用した場合は、その事業にかかる実施報告書を甲に提出しなければならない。
 - (5) 第1号の定めにより受託者等が著作物を使用し、当該使用により利益が生じた場合は、甲は受託者等へ利益に相当する額の返還を求めることができる。
 - (6) 乙が著作物を使用する場合は、著作者にその旨を報告するものとする。
- 3 前2項の規定について、本契約終了後も有効とする。

(著作者への承諾)

第25条 乙は、前2条の規定について著作物の制作を依頼する際に事前に著作者へ承諾を得ること。

(契約不適合責任)

- 第26条 乙は、本業務完了から2年間、乙に対して目的物の瑕疵の補修を請求することができるものとする。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は5年とする。
- 2 甲は、前項の瑕疵の修補にかえ損害賠償の請求をすることができる。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他の事項の処理)

第28条 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙